

令和7年5月22日(木)
矢倉 克夫 議員(公明)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 令和6年7月29日の民事判決情報データベース化検討会報告書の中に、「訴訟関係者のうち死者、いわゆる歴史上の人物、公人といわれるような人物、書籍の著者、公務員等、必ずしもその氏名について仮名処理をする必要がないと考えられる類型があるのではないか」との意見があったが、氏名を仮名処理をしないのはどのような場合であり、誰が判断するのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、民事裁判情報に含まれる特定の個人の氏名について仮名処理の対象としているが、当該民事裁判情報に係る裁判をした裁判官等、仮名処理をしなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者については、仮名処理を要しないこととしている。
- 加えて、有識者検討会の報告書(民事判決情報データベース化検討会報告書)においては、御指摘の歴史上の人物等の氏名を仮名処理の対象外とすることについても議論がなされたが、その判断をするための画一的な基準を設けることが困難であり、指定法人の整備する仮名処理システムの能力や運用状況等を踏まえて検討するのが相当である旨指摘されている。
- 仮名処理の要否については、省令の内容を踏まえ、指定法人において判断されることになるが、法務省としては、報告書における指摘を踏まえつつ、省令の制定に当たり、必要な検討をしてまいりたい。

(参考1) 一次的な処理の基準において仮名処理の対象とすべき情報(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・2(1)ア及びイ[1

7～18ページ]

- ア 訴訟関係者の権利利益に配慮する観点から、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理を実施する必要があり、特定の個人を識別することができる情報として、①個人の氏名の全部（ただし、訴訟代理人である弁護士及び司法書士、指定代理人、電子裁判書の作成に関与した裁判官並びに訴訟において国を代表する者の氏名は除く。）、②個人の住所のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報及び③個人の生年月日のうち月日の情報につき仮名処理を実施するとともに、④個人識別符号（個人情報保護法第2条第2項）の全部についても仮名処理を実施すべきである（後記(2)、(3)参照）。
- イ また、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報等については、それ自体について利活用を行う必要性が乏しい一方、不正利用により財産的被害を生じるおそれがあることから、これらの情報について仮名処理を実施すべきである（後記(2)、(3)参照）。

(参考2) 歴史上の人物等に関する民事判決情報データベース化検討会報告書の記載（第5・2(3)ア〔21～22ページ〕）

(中略) なお、本検討会では、以上のほか、①いわゆる歴史上の人物、②公人といわれるような人物、③書籍・論文等の著者等について、その氏名を仮名処理の対象としないことが相当であるとの意見があった。これらの者についても、言わば「常識に照らして」判断し得る典型的な場面を想定する限り、その氏名を仮名処理の対象としないことが相当であるとの点に異論をみなかった。しかしながら、この判断をするための画一的な基準を設けることは困難であり、対象者の認知度等によっては、情報管理機関において上記①から③までの類型に該当するか否かを判断することが困難な場合もあり得るところであり、仮名処理の対象とすべきか否かの線引きが難しい場合が生ずることも想定される。そのため、これらの者の氏名についても、制度の運用開始当初において仮名処理の対象とすることはやむを得ないと考えられるが、情報管理機関においては、本検討会における以上の議論を踏まえて仮名処理システムの能力や運用状況等をみながら、仮名処理の対象としない場合についての見直しを行っていくことが相当である。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。）の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)